

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月4日から同年6月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年1月4日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年6月10日まで

年金記録を確認したところ、A株式会社では平成4年10月1日から勤務していたが、同社での厚生年金保険の加入記録は、5年6月10日から同年9月30日までとなっており相違していたので、年金事務所に調査を依頼し回答をもらったが、申立期間の加入記録は無かった。

申立期間もB担当として通常勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（平成5年1月4日取得から同年9月30日離職まで）から、申立人が、厚生年金保険の被保険者資格を取得する平成5年6月10日より前の同年1月4日から継続してA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、元事務部長及びB担当をしていた同僚からは、「申立人はB担当として勤務しており、B担当は正社員として採用していた。」「職種の違いで厚生年金保険への加入に差は無かった。」との証言を得ている上、申立人と同職種のB担当4人のうち、一人は、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日は一致しており、残りのB担当3人についても、雇用保険より前に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間に厚生

年金保険の加入記録がある同僚で、雇用保険の加入記録が確認できたほかの同僚二人についても、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日は一致していることから、A株式会社では、少なくとも従業員が雇用保険に加入している期間においては、厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年1月4日から同年6月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年6月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業登記簿謄本により、A株式会社は平成14年12月3日に解散していることが確認できる上、元事業主に文書照会したが回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年1月4日までの期間については、申立人は4年10月にA株式会社に入社し、入社時から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、同僚からも入社時期を特定できる証言及び資料等が得られなかった上、前述のとおり、同社は既に解散しており、元事業主とは連絡が取れず、当該期間に係る雇用保険の加入記録も無いことから、申立人の当該期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで

昭和37年3月21日にA株式会社D支店に入社し、申立期間も継続して同社同支店に勤務していた。年金記録に空白期間が存在するのは、申立期間当時、同社C支店で一括して行っていた社会保険業務を、同社D支店で行うことになり、その時の手続上の問題ではないかと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録(昭和37年3月21日取得から平成18年9月30日離職まで)、及び株式会社B・Eホールディングスから提出された社員カードにより、申立人は申立期間において、A株式会社D支店に勤務していたことが認められる。

また、適用事業所名簿によると、A株式会社D支店は昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同社D支店で被保険者資格を取得していることが確認できる40人のうち16人が、申立期間以前から同社D支店で継続して勤務していたと回答していることから、同社D支店に勤務する社員の厚生年金保険については、申立期間以前は同社C支店を適用事業所として加入させていたものと推認できる。

さらに、前述の16人のうち5人は、「申立期間については、給与から厚生年

金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 株式会社 C 支店における昭和 37 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

旭川厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで

A株式会社D支店に勤務していた期間のうち、昭和37年11月21日から同年12月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、同社D支店には継続して勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録(昭和36年3月3日取得から44年3月25日離職まで)及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間において、A株式会社D支店に勤務していたことが認められる。

また、適用事業所名簿によると、A株式会社D支店は昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同社D支店で被保険者資格を取得していることが確認できる40人のうち16人が、申立期間以前から同社D支店で継続して勤務していたと回答していることから、同社D支店に勤務する社員の厚生年金保険については、申立期間以前は同社C支店を適用事業所として加入させていたものと推認できる。

さらに、前述の16人のうち5人は、「申立期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月まで期間、61年2月から同年3月までの期間、62年2月から同年3月までの期間、平成3年5月から5年9月までの期間及び13年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成5年10月から7年3月までの期間については、国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで
② 昭和61年2月から同年3月まで
③ 昭和62年2月から同年3月まで
④ 平成3年5月から7年3月まで
⑤ 平成13年1月

私は、国民年金に加入してから、A市役所の窓口又は同市職員か社会保険事務所（当時）職員による集金により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間①当時の国民年金保険料は、7,000円から8,000円くらいであったと記憶しており、会社を設立するための資金もあり、国民年金に加入してからは、私が夫婦二人分の保険料を継続して納付しているため、申立期間①の保険料を未納とすることは考えられない。

申立期間②、③及び⑤については、数か月分の国民年金保険料が未納となっても、次に保険料を納付する際にまとめて納付していたことから、申立期間②、③及び⑤の保険料を未納のままにし、それ以降の保険料を納付することは無かった。

申立期間④については、国民年金保険料の免除期間及び追納済期間となっているが、私は免除申請を行った記憶は無い上、妻の記録は納付済期間となっていることから、世帯主である私だけが免除期間となっているのは不自然であり、追納済期間については、保険料を重複納付し

ていた可能性があると考えている。

全ての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④の国民年金保険料については、申立人は、申立人自身が、夫婦二人分の保険料を納付しており、申立人は、保険料の免除申請を行った記憶は無い上、申立人の妻の記録は納付済期間となっていることから、世帯主である申立人だけが免除期間となっているのは不自然であると主張しているところ、オンライン記録から、妻は、当該期間の保険料を現年度納付していることが確認できる。

一方、国民年金保険料の免除申請は、国民年金被保険者が申請するところ、オンライン記録から、申立人が申立期間④において、保険料の免除申請を4回にわたって行っていることが確認でき、当該期間における免除申請時期及び免除期間に不合理な点は見受けられない上、A市は、「同一世帯においても、申請免除は夫婦別々に申請することが可能であった。」と回答しており、申立人が当該期間の免除申請を行っていないとは考え難い。

また、申立人は、申立期間④のうち、国民年金保険料の追納済期間である平成5年10月から7年3月までの期間については、重複納付した可能性があるとは主張しているが、オンライン記録から、申立人夫婦における申立期間④前後の保険料の納付日は異なっており、夫婦一緒に保険料の納付を行っていたことは確認できない上、当該期間における申立人の保険料が現年度保険料又は過年度保険料として納付された形跡は無いことから、申立人が、保険料の追納済期間について重複納付していたとは考え難い。

申立期間①、②、③及び⑤の国民年金保険料については、申立人は、申立人自身が、A市役所の窓口又は同市職員か社会保険事務所職員による集金により夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているものの、同市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では夫婦共に保険料が未納となっていることが確認できる。

また、申立期間①については、申立人は、申立期間①当時の国民年金保険料額として、7,000円から8,000円くらいを納付していたと主張しているが、申立人が納付したと主張する保険料額は申立期間①当時の実際の保険料額と相違している上、申立期間②、③及び⑤については、申立人は、数か月分の保険料が未納となっても、次に保険料を納付する際にまとめて納付していたと主張しているのみであり、当該申立期間における保険料の納付時期、納付金額及び納付方法について特定することができない。

さらに、申立人が申立期間①から③までの期間、④のうち、平成3年5月から5年9月までの期間及び⑤の国民年金保険料を納付していたこと、並びに5年10月から7年3月までの期間の保険料を重複して納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付又は重複して納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの期間、61年2月から同年3月までの期間、62年2月から同年3月までの期間、平成3年5月から5年9月までの期間及び13年1月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成5年10月から7年3月までの期間については、国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案609

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月まで期間、61年2月から同年3月までの期間、62年2月から同年3月までの期間、及び13年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで
② 昭和61年2月から同年3月まで
③ 昭和62年2月から同年3月まで
④ 平成13年1月

私は、婚姻してから、夫が、A市役所の窓口又は同市職員か社会保険事務所（当時）職員による集金により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間①当時の国民年金保険料は、7,000円から8,000円くらいであったと記憶しており、会社を設立するための資金もあり、国民年金に加入してからは、夫が夫婦二人分の保険料を継続して納付しているため、申立期間①の保険料を未納とすることは考えられない。

申立期間②、③及び④については、夫が、数か月分の国民年金保険料が未納となっても、次に保険料を納付する際にまとめて納付していたことから、申立期間②、③及び④の保険料を未納のままにし、それ以降の保険料を納付することは無かった。

全ての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料については、申立人は、申立人の夫が、A市役所の窓口又は同市職員か社会保険事務所職員による集金により夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているものの、同市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では夫婦共に保険料が未納となっていることが確認できる。

また、申立期間①については、申立人の夫は、申立期間①当時の国民年金保険料額として、7,000円から8,000円くらいを納付していたと主張しているが、夫が納付したと主張する保険料額は申立期間①当時の実際の保険料額と相違している上、申立期間②、③及び④については、夫が、数か月分の保険料が未納となっても、次に保険料を納付する際にまとめて納付していたと主張しているのみであり、当該申立期間における保険料の納付時期、納付金額及び納付方法について特定することができない。

さらに、申立人の夫が全ての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに夫が全ての申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が全ての申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案610

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年3月まで

私は障害年金を受けていたが、老後の家族の負担を軽くするため、平成13年5月15日にA社会保険事務所（当時）へ出向いて、障害年金の受給を停止するとともに、国民年金の任意加入の手続きを行い、3年4月から7年3月までの国民年金保険料63万8,400円を納付した。

平成21年2月23日に社会保険事務所（当時）より申立期間の国民年金保険料の払戻金92万400円の通知があり、妹の預金口座に振り込まれて、払戻金を受け取ったが、申立期間の保険料を納付していたことを認めるべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年5月15日にA社会保険事務所で、障害年金の受給を停止するとともに、国民年金の任意加入の手続きを行い、申立期間の国民年金保険料63万8,400円を納付したと主張しているが、オンライン記録から、昭和49年5月に障害年金の受給権が発生し、53年6月8日に裁定されてから老齢年金を選択受給する平成17年9月までに障害年金の支給が停止された記録は無い。

また、オンライン記録から、申立人は、昭和61年4月1日から60歳到達時の平成17年*月*日まで国民年金に強制加入し、法定免除を受けていることが確認できるものの、当該期間に任意加入した記録は確認できない上、申立人が主張する申立期間の国民年金保険料納付金額は、保険料を実際に納付した場合の金額と一致しない。

さらに、申立人は、平成21年2月23日に社会保険事務所より申立期間の国民年金保険料92万400円が、妹の預金口座に振り込まれて、払戻金を受

け取ったと主張しているが、オンライン記録から、当該金額の還付決議は平成13年6月4日に行われていることが確認できる上、申立人が還付されたとする金額は、申立期間当時の実際の保険料額と相違しており、この還付金額が申立期間の保険料であるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案611（事案502の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年9月まで

平成22年9月10日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から、申立期間については、記録の訂正は不要との通知を受け取ったが、その後、私が、申立期間当時に使っていた預金通帳が見つかり、預金通帳には使用目的を記入していたところ、この預金通帳の平成9年11月12日から同年12月18日までの間の引き出し額の横には、国民年金保険料の納付に使ったことを示す「年金」との鉛筆書きがあるので、保険料を納付している。

申立期間の国民年金保険料は、A町役場にある国民年金の窓口で、17時25分頃に納付しており、国民年金の窓口担当者はいつも同じ人であり、右足が悪い中年女性だったことを覚えている。

また、国民年金保険料を納付した頃にアパートの税金をA町役場で納めたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、毎月、会社帰りの17時20分頃、A町役場の国民年金窓口の担当職員に納付していたと主張しているが、i) A町では、平成9年当時は、「国民年金保険料も含めて歳入金は、指定金融機関では納付できたが、役場の窓口で現金収納は行っていなかった。」、「庁舎内にあった指定金融機関のB銀行（当時）は16時までの営業であった。」と回答していること、ii) 申立人が申立期間当時に国民年金の窓口担当であったとする職員について、A町では、「平成9年4月に国民年金担当から隣の戸籍担当へ配置換えしており、戸籍担当が国民年金の窓口を手伝うことはなかった。」と

回答していること等から、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当初の決定後に、申立人から、申立期間当時に使っていた預金通帳が見つかり、この預金通帳に、国民年金保険料の納付に使ったことを示す「年金」との鉛筆書きがあること等から、再申立てが行われており、申立人が提出した預金通帳には、平成9年11月12日から同年12月18日までの間に、預金の引き出しが5回行われており、そのうち4回については、金額の横に鉛筆書きで「年金」と記入されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した預金通帳に記載された金額は、「20,000」、「20,000」、「10,000」、「39,000」となっており、当該金額が申立期間のどの期間の国民年金保険料を示しているかを特定することができないことから、この記載のみをもって、申立期間の保険料を納付していたことを推認することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A町役場にある国民年金の窓口で、17時25分頃に納付したこと、及び保険料を納付した頃にアパートの税金をA町役場で納めたことを主張しているが、同町では、「役場の国民年金の窓口で現金収納は行っていなかった。」と回答している上、申立人が保険料を納付したとする平成9年11月12日から同年12月18日までの間に、同町において、申立人のアパートの税金と考えられる固定資産税が納付された記録は確認できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案612

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から44年3月までの期間及び46年4月から48年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から44年3月まで
② 昭和46年4月から48年1月まで

私の国民年金保険料の納付方法については、昭和46年5月に結婚する前は、父親のA農業協同組合の組合員勘定から、私を含む家族の保険料を納付していたと、両親、兄及び姉から聞いていた。

また、結婚後は、夫のB農業協同組合（現在は、C農業協同組合）の組合員勘定から、夫婦二人分及び義母の分の国民年金保険料を納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和46年5月に結婚する前の国民年金保険料は、申立人の父親のA農業協同組合の組合員勘定から、申立人を含む家族の保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録、A町（D県）及びE市（F県）の国民年金被保険者名簿から、申立期間①及び②の間の44年4月から46年3月までの保険料が納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和44年5月頃であると推認でき、その時点では、申立期間①の保険料は過年度保険料となることから、現年度保険料のみ収納できたA農業協同組合では、申立期間①の保険料を納付することができない。

また、E市の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和46年3月22日に同市からD県に転出したことを示す「（昭和46年3月22日）D県へ転

出」との記載が確認できるものの、A町の国民年金被保険者名簿には、同日に転入した記載は無い上、申立期間②を含む昭和46年度以降の国民年金保険料が納付された記録は無いことから、当該期間において同町では、他の市町村に転出していた申立人を保険料の納付対象者として把握しておらず、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

- 2 申立人は、結婚後の国民年金保険料は、夫のB農業協同組合（現在は、C農業協同組合）の組合員勘定から、夫婦二人分及び申立人の義母の分の保険料を納付していたと主張しているが、住民票から、申立人は昭和46年5月14日にG市の住民となっていることが確認できるものの、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿は作成されていない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の処理経過欄及びG市に転居する前に居住していたA町の国民年金被保険者名簿には、G市に転出したことを示す記載は確認できない上、オンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号における記録は、平成19年11月27日付けで氏名変更処理が行われており、それ以前は、旧姓で記録管理されていたことが確認でき、結婚後において、国民年金に係る住所及び氏名変更が行われていた形跡は無いことから、申立人が結婚後における申立期間②の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

- 3 申立期間①及び②において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い上、当該申立期間の国民年金保険料の納付に関与していた申立人の父親及び申立人の夫は既に亡くなっており、当時の納付状況等を確認することができない。

また、申立人の父親及び申立人の夫が当該申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親及び夫が当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案613

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

夫がA市で法律事務所を開設した昭和60年4月に、私が夫の国民年金の加入手続をA市役所で行い、それ以後は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

申立期間における私の記録は、国民年金保険料の納付済期間となっているのに、夫の記録が未納期間になっているのは納付できないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が法律事務所を開設した昭和60年4月に、妻が申立人の国民年金の加入手続をA市役所で行い、申立期間を含む夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと主張しており、オンライン記録から、妻は当該期間の保険料を現年度納付していることが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の国民年金被保険者の資格取得日及び国民年金保険料納付の免除開始月から、昭和62年4月頃であると推認でき、その時点では、申立期間の保険料の一部は現年度納付することができないことから、申立期間を含む夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻の主張には不自然な点が見受けられる。

また、オンライン記録から、社会保険事務所(当時)が申立人に対して、昭和63年1月5日付けで納付書を作成していることが確認できるものの、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「古い保険

料を遡って納付したことや、社会保険事務所で保険料の納付書を作成してもらった記憶は無い。」と述べていることから、妻が、申立期間の保険料を過年度納付していたとは考え難く、申立期間後である昭和62年4月分の保険料から納付を開始したと考えられる。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月 1 日から同年 11 月 16 日まで
② 昭和 51 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 6 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
④ 昭和 55 年 5 月 1 日から同年 12 月 20 日まで
⑤ 昭和 56 年 5 月 1 日から同年 12 月 17 日まで
⑥ 昭和 57 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①及び②については、A株式会社にて、昭和 50 年 6 月から知人の紹介で入社し、妻と二人で季節雇用の出稼ぎとして働いた。妻は厚生年金保険料を引かれていたため、私も同じく引かれていたと思う。

申立期間③、④、⑤及び⑥については、知人の紹介で株式会社Bの社長と面談し、昭和 54 年 6 月に入社した。妻と二人で季節雇用の出稼ぎとして働いており、妻は給与から厚生年金保険料を引かれていたため、私も同じく引かれていたと思う。

国（厚生労働省）の記録では、厚生年金保険と国民年金の切替年月日が妻と同じであることから、私の厚生年金保険の加入記録が落ちているのが分かると思う。

全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の加入記録（昭和 50 年 5 月 12 日取得から同年 10 月 27 日離職まで、51 年 5 月 3 日取得から同年 10 月 31 日離職まで）から、申立人は、当該申立期間のうち、雇用保険の加入期間において、A株式会社にて勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が同職種（C担当）の同僚として名前を挙げた 4 人

には当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない上、申立人が、申立人と同時期に勤務していたとして名前を挙げた別の同僚にも、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、申立人は、「妻はD担当だった。申立期間当時、同じ現場には従業員が10人程度おり、そのうちC担当は6人だった。」と述べているところ、申立人の妻には、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、申立人とは職種が異なるD担当として勤務している上、厚生年金保険の加入記録から、当該申立期間当時、季節的に雇用されていたと考えられる者は、申立人の妻及び別の女性被保険者一人のみとなっていることから、A株式会社においては、季節的に雇用する従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、A株式会社からは、「申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い。」との回答を得ている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間③、④、⑤及び⑥について、雇用保険の加入記録（昭和54年4月20日取得から同年12月20日離職まで、55年5月1日取得から同年12月16日離職まで、56年5月1日取得から同年12月16日離職まで、57年5月3日取得から同年10月31日離職まで）から、申立人は、当該申立期間のうち雇用保険の加入期間において、株式会社Bに勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が同職種（C担当）の同僚として名前を挙げた二人には当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない上、このうち一人は、「厚生年金保険の加入について、会社からの説明は無かったと記憶している。私は国民年金を掛けていた。」と証言しているところ、オンライン記録において、当該同僚の申立期間③、④、⑤及び⑥に係る国民年金の加入記録は全て保険料納付済み期間となっていることが確認できる。

また、申立人は、「妻はD担当だった。申立期間当時、同じ現場には従業員が10人程度おり、そのうちC担当は7人だった。」と述べているところ、申立人の妻には、申立期間③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、申立人とは職種が異なるD担当として勤務している上、厚生年金保険の加入記録から当該申立期間当時、季節的に雇用されていたと考えられる者は、申立期間③から⑤までは申立人の妻を含む3人のみ、申立期間⑥についても申立人の妻を含む4人のみとなっていることから、株式会社Bにおいては、季節的に雇用する従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、株式会社Bからは、「申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い。」との回答を得ている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、

社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

なお、オンライン記録において、申立人は全ての申立期間の前後に、国民年金に加入している記録となっており、当該国民年金の被保険者資格の取得及び喪失年月日の記録が妻と同日であることが確認できるところ、申立人は、公的年金に未加入となっている期間（全ての申立期間）に、一緒に勤務していた妻には厚生年金保険の加入記録があるので、自分の厚生年金保険の加入記録が漏れている旨主張しているが、オンライン記録によれば、社会保険事務所において、申立人に係る国民年金の被保険者記録が、妻の厚生年金保険の加入記録に合わせて訂正されたのは、申立期間後の平成2年4月17日となっており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 31 年 12 月 15 日から 34 年 11 月 20 日まで

申立期間①について、昭和 30 年 4 月から A 農業協同組合の工場で勤務していたが、当該期間の加入記録が無い。

申立期間②について、A 農業協同組合で作業員として勤務していたが、当該期間の加入記録が無い。

勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人が申立期間①当時、A 農業協同組合に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A 農業協同組合に昭和 27 年 4 月から勤務していたとする同僚及び当該同僚が自分より前から勤務していたと記憶している別の同僚 4 人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同日（昭和 30 年 10 月 1 日）となっていることから、同事業所では、従業員全員を勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、前述の昭和 27 年 4 月から勤務していたとする同僚は、「昭和 27 年 4 月から 30 年 9 月までの厚生年金保険の保険料控除については覚えていない。」と供述しており、ほかの同僚からも、申立期間①における厚生年金保険の適用状況について、具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、A 農業協同組合は、「当時の賃金台帳は廃棄されており、当時の事務担当者も不明であることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について

は確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

申立期間②について、複数の同僚の回答から、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間②に係る雇用保険の被保険者資格取得日（昭和 33 年 5 月 1 日）よりも前から、A 農業協同組合に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A 農業協同組合から提出された厚生年金保険から B 共済組合へ移管する該当者が記載されている「B 共済組合組合員資格調査表」において、昭和 33 年 6 月 30 日現在、87 人の氏名が確認できるが、申立人の氏名は確認できない。

また、B 共済組合の発足は昭和 34 年 1 月 1 日であるところ、A 農業協同組合から提出された「組合員資格登録済通知書」（昭和 34 年 1 月 1 日付届出）において、同共済組合発足時に、前述の 87 人が組合員とされたことが確認できるが、申立人の氏名は確認できないところ、同年 11 月 26 日付けで届け出された同通知書において、申立人が、同年 11 月 20 日に同共済組合の組合員資格を取得していることが確認でき、オンライン記録の取得日と一致している。

加えて、A 農業協同組合は、前述のとおり回答していることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

このほか、両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。